

生物多様性損失の阻止：地球規模の義務としての行動

Mozzercork 2008

- 生物多様性の存在は地球にとって必要不可欠なものである。人間の生活の主要な資源であるという事実を超越し、地球の未来そのものであり、またその独自性は計り知れないほど重要である。
- 世界のリーダー達、市民、科学者、機関はこの数十年、環境とその核心である生物多様性の保全と持続可能な利用を求めてきた。こうした要求は、地球の将来に必要な持続可能な開発に役立つ様々な国際的なツール開発につながっている。

生物多様性は世界共通の財産

1992年、リオデジャネイロで国連環境開発会議（UN Conference on Environment and Development）が開催され、各国のリーダーが集結して持続可能な開発について議論するという世界的に重要な出来事があった。当時すでに自然保全は新しいテーマではなかったが、それまでの対応では目の前の環境と開発の問題を解決するには不十分なことは明らかだった。生物多様性、エコロジー、持続可能性という概念は、持続可能な未来への欲求から生まれたものだった。

1980年代に持続可能な開発に関する議論が高まる中、NGOや科学者、世論の間から、地球規模の拘束力を持つ新しい保護の仕組みの確立が求められるようになった。リオで各種の新しい仕組みが構築されたものの、いまだに実行が不十分で難しいケースが多い。今日では、地球規模の持続可能性を

実現するための鍵は自治体レベルの行動であると認識されている。自治体・地方政府は世界中の人々の大半にもっとも近い存在であるだけでなく、現在世界の資源の75%を必要としている都市を含む広大な面積の土地を管轄しているのだ。

数多くの国際的な生物多様性に関する目標と条約の中から、自治体・地方政府がそれぞれの業務と結びつけることのできる関連性の強いものを以下に紹介する。



国連環境開発会議（1992年）

1992年にリオデジャネイロで開催されたこの国連最初の環境と開発に関する会議（UN Conference of Environment and Development、以下「UNCED」）には、178カ国以上の元首が参加した。UNCEDが策定した「アジェンダ21」では、21世紀における地球規模の持続可能な開発のロードマップと、「気候変動」、「森林」、「生物多様性」という三つのテーマそれぞれに関する国際的な合意が確立された。これらはすべて、合意に批准した各国に対して目標や協力体制に関する枠組みを示すものであった。

アジェンダ21のチャプター28で

は、自治体の役割が初めて国際的に認識された。ローカルアジェンダ21は、政策過程における利害関係者の参加によって何千種類もの地方レベルの持続可能な開発イニシアチブを推進してきた。

多数の専門家の意見によると、環境と開発の調和に関して、今のところ地方レベルの活動が最大の成果を挙げている。現在では自治体による強力な気候変動対策に続いて、「生物多様性のためのローカルアクション」（Local Action for Biodiversity、以下「LAB」）が国際的なアジェンダになっている。

生物多様性条約（CBD）

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity、以下「CBD」）は三つのリオ条約の一つである。批准国は190カ国で、1993年12月に発効した。持続可能な開発の中心となる枠組みであるこの条約の目的は以下の通り：

- 1.生物多様性の保全
- 2.生物多様性とその構成要素の持続可能な利用
- 3.生物多様性から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

CBDの基本戦略である「生態系アプローチ（Ecosystem Approach）」は、12項目の原則と生物多様性管理に役立てる実用的な指針で構成されている。各自治体はCBDの締結当事者ではないが、それぞれの中央政府を通じてその実行に影響を与えることができる。各当事者すなわち締約国は、隔年で開催される締約国会議（CBD COP）に参加し、実行戦略を決定する。

www.cbd.int

ミレニアム開発目標（2000年）

各国家の元首は、2000年の国連ミレニアムサミットにおいて、貧困、飢餓、疾病、低識字率、環境悪化、女性に対する差別と闘うことに合意した。ミレニアム開発目標（Millennium Development Goal、以下「MDGs」）は、明確な目的と測定可能な目標を持ち、共通の目的に向かって協力する国連組織とそのメンバーに指針を提供するものであ

る。各国およびすべての主要な開発機関は、自治体関係者の役割の重要性を明確に認識しつつ、MDGsを2015年までに実現することに合意している。

具体的に生物多様性に関わる目標は、貧困と飢餓の減少(1)、男女同権の推進(3)、環境の持続可能性の確保(6)、および地球規模の開発(8)となっている。

MDGsの達成度は各自治体、特に発展途上地域の自治体に大きな影響を与える。ミレニアム開発目標は強制力に欠けているが、プロジェクトとそれに対する資金調達の妥当性を与える枠組みとして機能している。実際、生物多様性に関わるイニシアチブでは、特定の開発目標と関連づけられた場合にメリットが発生する。自治体・地方政府

に関わる多数の問題について地域レベルと地球全体レベルをつなげる支援を行っている都市自治体連合（United Cities and Local Governments、UCLG）は、MDGsを地域レベルに落とし込む作業を国際的に支援している。

www.un.org/millenniumgoals

www.citieslocalgovernments.org

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）（CITES）（1975年）



ワシントン条約は種の国際取引を確実に規制することを目的とした国際合意である。1975年に発効し、現在の署名国は172カ国となっている。危惧レベルに基づいた三つの保護カテゴリにより、動植物の国際取引を規制している。これにより、持続可能な取引と意識の向上を推進している。

ワシントン条約では世界中の生物種33,000種を付属書リストに記載しており、ランク付けに応じた規制によって対象種を保護し、それによって地球全体の生物多様性も保護するもので

ある。国連環境計画（UNEP）とIUCNが条約を支援している。

各自治体、特に港湾施設や貿易センターに近接する自治体は、管轄地域に入荷あるいは出荷される種による直接的な影響を受けると同時にそれに対する責任も負っている。さらに、各自治体は、ワシントン条約締結国の義務である、国による種の保護に関する法律と、それぞれの地方政策の足並みを揃えることもできる。

www.cites.org

ユネスコのプログラム（1970年・1972年）

生物多様性と自治体・地方政府を緊密に結びつけるユネスコのプログラムが二種類ある。「人間と生物圏計画(Man and Biosphere Programme, MaB)」では、生物圏保全区域を設定している。「生物圏保全区域」とは「人間と生物圏計画」で国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」)が指定した国際的な保全指定区域で、1970年にスタートした。一方、「生物圏保全区域の世界ネットワーク(World Network of Biosphere Reserves)」は100カ国480カ所を超える生物圏保全区域で構成されるようになった。生物多様性の損失の生態学的・社会経済的な側

面をターゲットとする生物圏保全区域は、「保全」「開発」「移動支援」という相互につながりのある三つの機能で成り立っている。これらの機能は、コアエリアとバッファゾーン、トランジションエリアで定義されるゾーニングシステムの中に統合されている。その柔軟な性質によって非常に広範囲な活動をカバーし、人々の能力開発を助けると共に、文化的多様性と生物多様性の間に建設的な関係を構築することに役立っている。

生物圏保全区域では、市民や地元企業とパートナーシップを組むことを通じて、持続可能な経済開発を推進する都市部ま

でカバーすることも可能だ。これは、コア保護エリアの周囲にゾーニングを設定することで部分的に実現される。段階保護ゾーン(gradual zones)には野生エリアから集落までを含むことができる。それぞれの生物圏保全区域には独自の適切な管理システムがあり、機能と目的を確実に満たすように設計されている。

ユネスコは、文化遺産の保護と自然保全という二種類の異なる動きから生まれた1972年世界遺産条約についても管轄している。世界遺産に指定された場所は、その所在地に関わらず世界中の人々に属するものとな

る。184カ国の締約国がこの条約に従い、851カ所が世界遺産リストに記載されている。このリストには、141カ国の文化遺産660カ所、自然遺産166カ所、複合遺産25カ所が含まれている。

生物多様性は自然の価値を代表するだけでなく、世界全体のスケールで個々の遺産を保護・支援する特別な指定を受ける文化的アイデンティティーや伝統の重要な一部となっているケースが多い。

www.unesco.org/mab and
whc.unesco.org

ラムサール条約(1971年)

1971年にラムサールで締結された湿地に関する政府間の協定で、湿地とその資源の保全と賢明な利用に対する国家レベルの行動と国際的な協力を行うための枠組みを提供するものである。2008年には締約当事者158カ国、指定湿地1718カ所となった。これは、ある特定のタイプの生態系について定めた

初の地球全体規模の環境協定である。湿地とそれに関わる生物多様性は大変危機にさらされた生息地で、20世紀の間に全湿地の半数が失われたと推定されている。

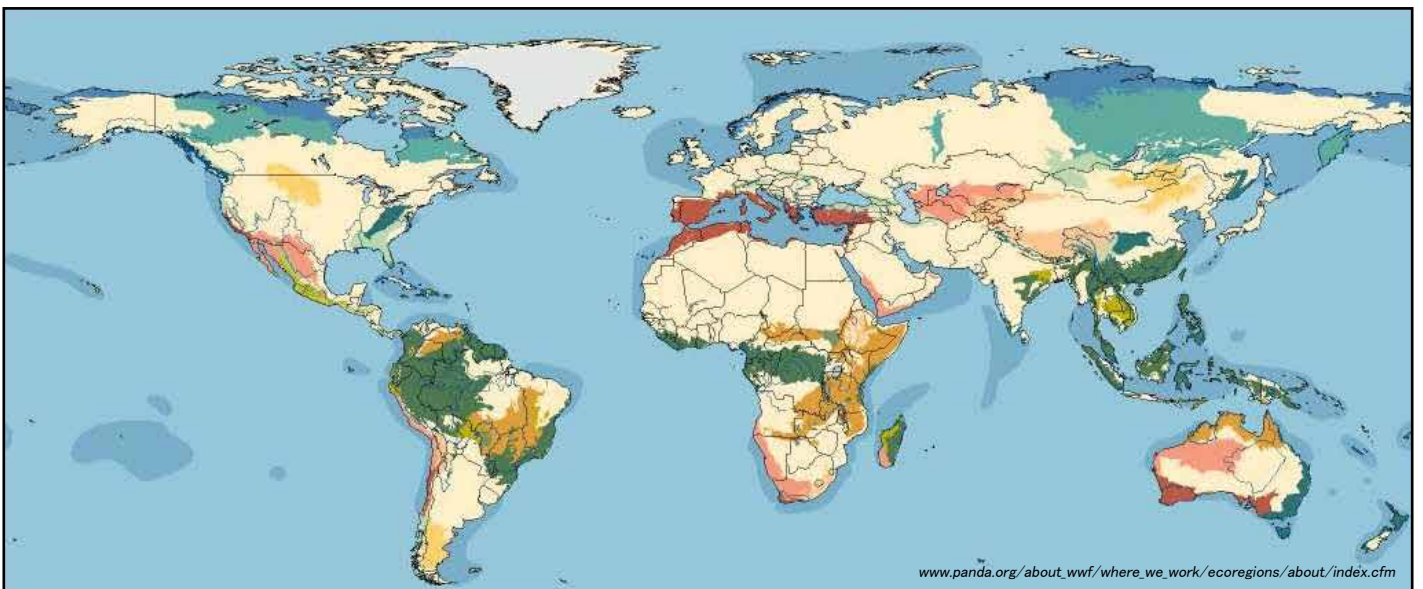
地域にとっての重要性:湿地の生態系は、鳥類、ほ乳類、は虫類、両生類、魚類、無脊椎動物の各種が高密度で局地的に生

息する基盤となる。また、湿地は植物遺伝材料の重要な貯蔵庫となり、地域の水質の保全に貢献し、洪水や浸食を防止し、多数の地域で汚染緩和の役割を果たしている。さらに、地球の気候と局所的な生態系という両面において、気候安定性は淡水と海水の健全性に部分的に依存している。

条約の「決議VII.8」は、湿地管理に対する地元の参加活性化を目標として設定した。発展途上国で行うイニシアチブは、1990年に設立されたラムサール小規模無償基金(Ramsar Small Grants Fund)による資金援助を受けることができる。

www.ramsar.org

世界自然保護基金(WWF)およびナショナル ジオグラフィックはオリジナルの「グローバル200」地図上で重要な生態地域を指定している。



ナチュラ2000：生息地及び野鳥指令（1992年）

グローバルレベルで策定された条約や目標を各地域の実践に落とし込んでいくためには、ローカルなレベルの枠組みが重要なツールとなる。欧州地域において採用されている事例を以下に示す。

1992年の生息地指令と1979年の野鳥指令は現在、EUが2001年に設定した「2010年までに生物多様性の損失を阻止する」という目標を達成するための仕組みとして活用されて

いる。この二つの指令の下には、18,000カ所の保護地区で構成される欧州生態系ネットワークである「ナチュラ2000 (Natura 2000) ネットワーク」がある。ナチュラ2000は、EUの生物多様性政策の要となっている。

生息地及び野鳥指令はEU加盟国に対して法的な拘束力を持っているため、各自治体は保護地域の設定を支援し、中央政府はそれをナチュラ2000の

一部として承認することが可能だ。ナチュラ2000ネットワークは、ポジティブなエコツーリズムや農村開発ブランドとして一般市民に受け止められている。大規模なEUの資金援助スキームを通じて、ナチュラ2000指定地に関わる地元関係者に対する地方当局による支援が行われている。

ec.europa.eu/environment/nature/natura2000

オルボー誓約（2004年）

オルボー・プロセス (Aalborg process) は、欧州各地の大小の都市における持続可能性実現のための行動に向けた一連のイベントおよび公約である。これまで欧州全体で2000以上の自治体が参加しており、都市の持続可能性キャンペーンでは最大規模となっている。多数の自治体組織に加えて、欧州委員会もこのプロセスを支援している。

生態系を持続可能なかたちで利用していく上で中心となるのが、「生物多様性管理」である。

幅広い各種の重要な目標に対して達成を誓うことで、自治体・地方政府は、生物多様性や交通、都市計画といった課題に横断的に対処できるようになる。

欧州の各自治体は、オルボー誓約 (Aalborg commitments) に参加することで生物多様性へのコミットメントを表明し、欧州全体の動きに関わることができる。参加にあたって、各当局はそれぞれの目標とスケジュールを設定することが必要になる。10項目の誓約は、「良好なガバナンス」、「持続可能性管

理」、「健全な消費とライフスタイル」、「モビリティの改善」、「活力ある地域経済」、「地球規模の課題における地方の役割の認識」などで構成されている。

オルボー誓約第三項目では、生物多様性の推進と強化を明確な目標として定めている。また、土壌・空気・水の質の改善も明確な目標とされているが、これらはすべて、生物多様性管理に直接かつ密接に関わるものだ。

www.aalborgplus10.dk

事実とデータ

- 乾燥地および亜湿潤地は世界全体の人口の35%を占めており、麦、大麦、オリーブなど多数の食用作物の起源地である。
- 乾燥地の居住者の90%は発展途上国の人々である。これらの土地は渡り鳥の多数の種にとって鍵を握る場所にもなっている。

都市の生物多様性とは...

都市部の生物学的多様性のこと。都市の生物多様性は、人口密度が密集した都市部の建築環境や社会的・経済的・文化的な変遷パターンから甚大な影響を受けている。

カウントダウン2010事務局
(Countdown 2010 Secretariat)
IUCN Regional Office for Europe
Boulevard Louis Schmidt 64
1040 Brussels, Belgium
Tel: +32 2 739 03 20
Fax: +32 2 732 94 99
www.countdown2010.net/lara

自然環境保全欧州センター
(European Centre for Nature Conservation, ECNC)
www.ecnc.nl
イクレイ—持続可能性をめざす自治体協議会
www.iclei.org/biodiversity

「生物多様性のためのローカルアクション」(Local Action for Biodiversity, LAB)
www.iclei.org/lab

この資料は、自治体・地方政府レベルの意思決定機関に対して指針と情報を提供する目的で作成したファクトシートシリーズの一部です。生物多様性の損失の阻止に自治体・地方政府が貢献してきた軌跡に関する詳細情報については、ウェブサイト (www.countdown2010.net/lara) を参照いただくか、直接ご連絡ください。すべてのファクトシートは、www.countdown2010.net/lara (英語版) および www.bduj.org (日本語版) からダウンロードすることができます。



このファクトシートは2008年、カウントダウン2010、ECNC、LABの後援によりイクレイが作成したものです。

本ファクトシートの日本語版は、経団連自然保護基金と地球環境基金の助成によって、生物多様性JAPANが作成したものです。